

インターネットと人権

～人権侵害の被害者にも加害者にもならないために～



インターネットはとても便利なツールですが、差別的な表現や差別を助長する書き込みなど重大な人権侵害が起こっている事実もあります。インターネットを使って誰もが発信者になれる現在、私たち自身が人権侵害の被害者にも、加害者にもならないために、この冊子をご活用ください。

泉佐野市

インターネットはとても便利な道具

現在、パソコンやスマートフォン、タブレットなどを使って、多くの人がインターネットを日常的に利用しています。



● 交流の手段として

SNSや無料通信アプリなどを使って、友人や同じ興味を持つ人と話したり、情報交換したりなどの交流が簡単にできます。

● 世界とつながっている

世界中のインターネット・サイトを見ることができ、ニュースや情報をリアルタイムで収集できます。距離が離れている人ともつながることができます。

● 動画サイトなどを楽しむ

興味のある動画やゲームなどが場所を選ばずに気軽に楽しめる。

● 自分の意見や作品を発信

自分を表現したり、自分の意見などを発信することが簡単にできる。

・ SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

…登録した利用者同士が交流できるインターネット・サイト
(ツイッター・フェイスブック・インスタグラムなど)

・ 無料通信アプリ

…インターネットを使って無料通話やメッセージのやり取りができます (LINE やスカイプなど)



※とても便利なものですが、
その半面…

インターネットで起きている人権侵害

インターネットを使えば、誰もが匿名で簡単に情報発信でき、発信された情報はすぐに世界中で見ることができます。匿名性があることから無責任な発信があふれ、そのことが多くの人権侵害となっています。インターネットでの誹謗中傷などはすぐに広まり、人権侵害も拡散されます。例えば…

掲示板や SNS などでは…

- 個人情報の無断掲載…名前や住所、電話番号や画像などの個人情報が自分の知らないところで掲載され、それらの情報が悪用される。
- 同和地区の所在地などが書き込まれる。これらの情報が広まることは、就職差別や結婚差別、土地差別など、被害者の命にも関わる重大な人権侵害につながります。



動画投稿サイト（ユーチューブなど）で…

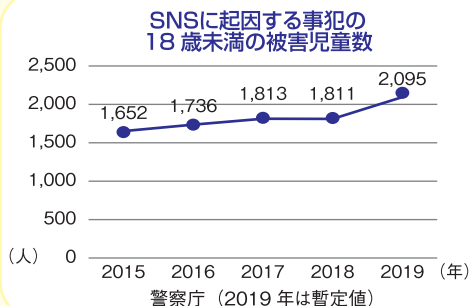
- 外国人などに対するいわゆるヘイトスピーチ、悪口や偏見をあおるような発言、差別的な言動や動画などが多く発信・拡散され、人権侵害・差別が助長されています。
- フェイク（偽りの）ニュースなど、事実と異なる情報や、真偽が不確な情報が、さも事実であるかのように提供され拡散される。そのことが、誹謗中傷につながっていきます。
- リベンジポルノ…元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ないで、インターネット上で公表する行為です。被害者は長期間にわたり精神的苦痛を感じ、平穏な生活が脅かされます。

※平成 26 年「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行され、それらの行為は罪に問われるようになりました。



学校に関して…

- 友だちのあいだで、無料通信アプリを利用して、メッセージを読んだにも関わらず、返信しなかったこと（いわゆる既読無視）で、友人が自分へのイヤミや悪口を投稿し、クラスから無視されたり、それがイジメや不登校に繋がったり。最悪の場合には被害者の自殺につながる場合もあります。



※警察庁が発表した「子どものSNS被害」の数は、2019年に過去最多の2095人（暫定値）でした。前年比15.7%、過去5年間で26.8%の増加がみられました。

- ◆検索エンジン（ヤフー、グーグルなど）や動画投稿サイト（ユーチューブなど）で、記事や動画などを閲覧すると、次にまた、同じような別の情報が閲覧者に提供されます。偏った情報ばかりが次々と提供され、記憶に蓄積されることで、真偽を判断することがどんどん難しくなります。
- ◆インターネット上に掲載されてしまった人権侵害情報を消すには、インターネットサイトの管理者に依頼する方法がありますが、完全に削除するのは不可能だと言われています。削除依頼が上手くいき、掲示板などから消されたとしても、削除前に保存された情報がその人から、さらに拡散される可能性があります。
- ◆紹介した以外の人権侵害もインターネット上で数多く起きています。

メディア・リテラシーを身に着ける

「メディア・リテラシー」とは、たくさん発信されているメディア（インターネット、テレビ、新聞など）情報を読み解く能力です。

インターネットを利用すれば、たくさんの情報が簡単に手に入れますが、中には、嘘の情報、悪質な書き込みや投稿なども、数多くあることを知っておきましょう。

様々な情報に惑わされるのではなく、情報の真偽を検証する力や信頼できるメディアを見抜ける力を身に着け、高めることが重要です。

一つの情報だけで判断しない

同じ内容でもインターネット、テレビ、新聞など、それぞれのメディアによって伝え方が違ったり、さらに同じメディアでも、サイトや会社によって扱い方が違ったりする。

⇒ 同じ内容について、いろいろな情報を集めて確認する。

発信者の偏ったフィルターが、かかっているかを見抜く

間違った情報が提供されている場合もあります。また、間違った情報ではなくても、発信者の意図で、本来発信されるべき情報の一部を故意に発信しないこともあります。

⇒ 思い込みに注意し、いつも客観的に判断するよう心掛ける。

インターネット利用時の注意点

他人を傷つけたり、大切な情報を漏洩したりなどしないよう、情報発信者の一人ひとりがモラルと人権意識を高め、責任を持つ姿勢が大切です。

● 人権意識やモラルについて、家族や学校の友人、職場の仲間などと話しあいましょう

いろいろな人と話しあう機会を持つことで、自分以外の人の考えを知ることができ、自分の知識や考えを深めることに役立ちます。

● インターネットに安易に個人情報や自分の写真を載せない

写真には位置情報が入っていたり、写り込んだ背景から場所や住所、個人を特定されたりと、被害に繋がることがあります。

● 怪しいサイトにアクセスしない

インターネット上で情報収集や情報発信には責任を持ち、怪しいサイトなどへのアクセスをしないようにしましょう。個人情報不正に取得される場合もあります。

● 相談しましょう

万が一、自分がインターネットでのトラブルに巻き込まれたり、人権侵害をうけたりしたときは相談しましょう。(次ページや裏表紙で相談機関を紹介しています。)

※犯罪に巻き込まれそうになったときは、迷わず最寄りの警察署に相談しましょう。

インターネット上に人権侵害が掲載されたときは…

自身の名誉をき損したり、プライバシーを侵害したりする情報（権利侵害情報）が、インターネット上に掲載された場合には、サイトの管理者等に削除を依頼できます。

※プロバイダ責任制限法で情報の開示や権利侵害情報の削除が定められています。

● 違法・有害情報相談センター

インターネット・サイトの管理者等に「権利侵害情報を掲載している者の名前、メールアドレス、住所」等の情報の開示請求や権利侵害情報の削除依頼ができます。

開示請求等の具体的な方法は、違法・有害情報相談センター（ホームページ <http://www.ihaho.jp/index.html>）に相談してください。

削除依頼についてアドバイスを受けられます。

● 法務局の人権相談…最寄りの法務局に相談してください

人権侵害情報の削除依頼の方法についての助言や被害者自らが被害の回復を図るための手助けも行っています。

この手助けをしても自分だけでは削除依頼を行うことが困難な場合やプロバイダ（*）等が削除依頼に応じない場合などには、法務局がプロバイダ等へ削除の要請を行う場合もあります。

・ **みんなの人権110番**…ナビダイヤル：0570-003-110

・ **インターネットでも相談**を受け付けています。

SOS-Eメール (<http://www.jinken.go.jp>)

「インターネット人権相談」で検索

（*）プロバイダ…回線とインターネットとを繋げる役割を担う接続事業者

● 人権擁護委員による人権相談

地元地域の住民である人権擁護委員が人権に関する相談に応じます。予約もできますので、詳しくは市役所人権推進課（☎072-463-1212）へ問い合わせてください。

日時 毎月第3月曜日（祝・休日の場合は次の平日）

場所 市役所 会議室

最後にもう一度

インターネットを使うときには 次のことに気を付けてください

- ☐ 匿名だから、何を書き込んでも、ばれないと思っていませんか。
- ☐ 悪口や差別的なことを書き込んでいませんか。
- ☐ 他人の書き込みを「あおる」ような書き込みをしていませんか。
- ☐ 嘘やうわさ、事実かどうか判断のつかないことを書き込んでいませんか。
- ☐ 暴力的な言葉を書き込んでいませんか。
- ☐ 安易に自分や他の人の写真や個人情報（住所や連絡先など）を発信していませんか。
- ☐ 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識していますか。
- ☐ インターネットで知った情報を鵜呑みにしていませんか。

◆ インターネットを利用するときも、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。パソコンやスマートフォンを通じて顔が見えなくても、インターネットが繋がった先には、心をもった生身の人間がいることを忘れずに利用することが大切です。



【参考出典】

○政府広報オンライン（法務省）

○大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」

○「あなたは大丈夫？ ～考えよう！インターネットと人権～」

（公益財団法人人権教育啓発推進センター）

一人で悩まず、相談しましょう

● 総合生活相談（人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談）

泉佐野市内の身近な相談窓口です。

◇月～金曜日

・人権推進課 ☎072-463-1212 (8:45～17:15)

※事前予約で市内公共施設へ出張相談も可

・南部市民交流センター ☎072-466-6464 (9:00～17:00)

・北部市民交流センター ☎072-464-5726 (9:00～17:30)

・まちの活性課（就労支援のみ） ☎072-469-3131 (8:45～17:15)

・（公社）泉佐野市人権協会 ☎072-458-7444 (9:00～16:30)

◇第3土曜日 10:00～12:00 【予約制】

…その週の月曜日までに人権推進課へ申し込んでください。

● いずみさの女性センター

女性のための面接相談【予約制】

☎072-469-7125 相談日・時間は問い合わせてください（夜間相談あり）。

女性のための電話相談

☎072-469-7402 第1～4水曜日10:00～12:00、13:00～15:00

● 法務局・地方法務局及びその支局で開設している相談窓口

みんなの人権 110 番 ☎0570-003-110

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

子どもの人権 110 番 ☎0120-007-110（フリーダイヤル）

泉佐野市役所 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

☎072-463-1212 FAX 072-464-9314

e-mail : jinken@city.izumisano.lg.jp